

平成22年4月 1日 制定

平成29年5月12日 改正

公益社団法人 日本文化財保護協会 入会金及び会費取り扱い規程

公益社団法人日本文化財保護協定会款（以下定款という）第7条の定めに基づき、以下の通り入会金及び会費を定める。

第1条 普通会員は定款第6条により入会が承認されたときは、直ちに入会金及び会費を協会が指定する銀行口座への振込みにより納付しなければならない。

第2条 入会金は300,000円とする。

2 納付された入会金はいかなる事由にかかわらず返還は行わない。

第3条 会費は基本会費と当該会員の文化財業務にかかる年間売上高（以下売上高という）に応じた特別会費とし、年間の額を次の通り定める。

基本会費	
普通会員	80,000円
特別会費	
売上高 3,000万円未満	0
売上高 3,000万円以上 5,000万円未満	40,000円
売上高 5,000万円以上 7,500万円未満	60,000円
売上高 7,500万円以上 1億円未満	80,000円
売上高 1億円以上 2億円未満	120,000円
売上高 2億円以上 3億円未満	180,000円
売上高 3億円以上 5億円未満	240,000円
売上高 5億円以上 7億5,000万円未満	300,000円
売上高 7億5,000万円以上 10億円未満	360,000円
売上高 10億円以上	420,000円

2 当該会員の売上高は会員の自主申告により会員名簿に記載される文化財業務にかかる売上高とする。

ただし、自主申告が行われない場合、または会員名簿に売上高の記載のない会員の特別会費は理事会の協議により定める。

3 年間の会費は会費の納入は、年1回とし、毎年6月末日までに納入しなければならない。ただし、新規会員は、入会時に納入するものとする。

4 事業年度途中に入会した会員は入会した日の属する期の分から会費を納付する。

5 納付された会費はいかなる事由にかかわらず返還は行わない。

附則

1 第2条の規定にかかわらず、任意団体日本文化財保護協会および一般社団法人日本文化財保護協会の会員から引き続き本協会の会員となる者は入会金を100,000円とする。